



令和5年2月10日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社水機テクノスに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1. 処分の対象業者

株式会社水機テクノス

2. 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分の理由

株式会社水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのこととが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 鬼丸 真希（おにまる まさき） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 若田 芳幸（わかめだ よしゆき） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
株式会社水機テクノス	国土交通大臣許可 (特-3) 第005438号	原 育	東京都 世田谷区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

2 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

- ①全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
- ②岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「機械器具設置工事に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

(1) ①について 令和5年2月25日から令和5年4月10日までの45日間

(1) ②について 令和5年4月11日から令和5年4月25日までの15日間

3. 処分理由

株式会社水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。